

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-51506(P2019-51506A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-157118(P2018-157118)

【国際特許分類】

B 01 J 19/28 (2006.01)

【F I】

B 01 J 19/28

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月8日(2021.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ロータの内側で液体とガスの間の物質交換を生じるための装置であつて、前記液体が前記ロータの中央で運ばれ、前記ロータの回転によって生じた遠心力によつて外方へ移動させられ、前記ガスが前記ロータの周りにあつて前記ロータにおける前記液体の流れと反対に前記ガスの圧力によつて前記ロータを通つて内方へ移動させられる、装置において、

前記ロータがロータ面にある複数の経路を備えて構成され、これら経路が前記ロータの中心で始まり、前記ローラの外周で終端し、

前記経路は、前記ロータ内で半径方向にまたは傾いて配置された金属製またはプラスチック製の複数の管から形成され、

前記経路各々が、前記液体と前記ガスの間の接触範囲を増加するパッキングで満たされていることを特徴とする、装置。

【請求項2】

前記経路の中の前記パッキングが織り状、編み状、メッシュ状又は格子状の形状をとることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記経路の中の前記パッキングが金属で構成され、又はプラスチック若しくはガラス繊維から構成されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記経路の内側端部が、前記液体を運ぶ同軸の内側空間を形成することを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記経路が前記ロータの中心に配置されており、それで前記ロータを流過する前記液体が前記経路を通つてのみ流れることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項6】

前記経路の外側端部が、前記ロータの外側の円筒形環状表面で終端していることを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記ロータが2～3の前記経路を備えて構成されていることを特徴とする、請求項1

~6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記ロータが2つの円形側面を備えて構成され、これら側面に対して前記ロータの回転軸が垂直に延び、これら側面がこれら側面の間で前記経路を配置する空間を形成することを特徴とする、請求項1~7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項9】

前記経路が外方へ連続的に延びることを特徴とする、請求項1~8のいずれか一項に記載の装置。